

病院・診療所における
向精神薬取扱いの手引き
(令和6年2月)

第1 分類

向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、プロチゾラムなどが指定されています。

第2 譲受け（法第50条の16、法第50条の26、施行規則第36条）

- (1) 向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者（別段の申出をしない薬局開設者及び医薬品卸売販売業者を含む。）から譲り受けることができます。
- (2) そのほか、次の場合も向精神薬を譲り受けることができます。
 - ① 同一法人の他の病院・診療所から譲り受ける場合
 - ② 患者に交付された向精神薬の返却を受ける場合
 - ③ 臨床試験に用いる治験薬を、登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合
 - ④ 病院、診療所の開設者から当該病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者が譲り受ける場合
 - ⑤ 病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者から当該職員が勤務する病院、診療所の開設者が譲り受ける場合
 - ⑥ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合
 - ⑦ 災害時に地方公共団体の長から譲り受ける場合

第3 譲渡し（法第50条の16、施行規則第36条）

向精神薬は、次の場合以外には譲り渡すことはできません。

- ① 患者に施用のために交付する場合
- ② 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者に返品する場合
- ③ 同一法人の他の病院・診療所に譲り渡す場合
- ④ 治験薬を向精神薬試験研究施設（又はその施設と同一法人の向精神薬卸売業者）に戻す場合
- ⑤ 病院、診療所の開設者が当該病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者に譲り渡す場合
- ⑥ 病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者が、当該職員の勤務する病院、診療所の開設者に譲り渡す場合
- ⑦ 患者の試験検査のために必要な向精神薬を向精神薬試験研究施設に譲り渡す場合
- ⑧ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合

第4 保管（法第50条の21、施行規則第40条）

- (1) 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。
 - ① 病院・診療所の施設内に保管すること。
 - ② 保管する場所は、医療従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。

(例) ア 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所に注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけること。

日中、医療従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけること。

イ ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかにかぎをかけること。

ウ 病棟の看護師詰め所に保管する場合で、常時、看護師等が必要な注意をしている場合以外は、向精神薬を保管するロッカーや引き出しに鍵をかけること。

(2) ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

第5 廃棄（法第50条の21）

(1) 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（第7 記録の項参照。）

(2) 廃棄は、焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

第6 事故（法第50条の22、施行規則第41条）

病院・診療所で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」（137 ページ）により保健所（名古屋市内にあっては医薬安全課）に届け出てください。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

剤型	数量
末、散剤、顆粒剤	100 グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120 個
注射剤	10 アンプル（バイアル）
内用液剤	10 容器
経皮吸収型製剤	10 枚

* ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

第7 記録（法第50条の23、施行規則第42条）

第1種向精神薬又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- (1) 向精神薬の品名（販売名）、数量
- (2) 譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
- (3) 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

(注) ア 患者への向精神薬の交付、施用、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません。

イ 同一法人の病院・診療所との間で譲受け又は譲渡しがあった場合も、記録する必

要があります。

ウ 向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

エ 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

第8 立入検査（法第50条の38、法第72条第11号）

- (1) 立入検査は、向精神薬の取締上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行うものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員（麻薬取締員等）は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

第9 その他

1 輸入、輸出（法第50条の8、法第50条の11、施行規則第27条、施行規則第30条）

- (1) 向精神薬を輸入又は輸出することはできません。
- (2) 患者は、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して入国又は出国することができます。ただし、施行規則別表第一に定められている量を超える量の向精神薬を携帯して出入国する場合には、これらの向精神薬を携帯して輸入、輸出することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）の所持が必要です。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう注意してください。

2 製造、製剤、小分け（法第50条の15、法第2条第30号、施行規則第35条）

- (1) 試験検査に用いるため製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。
- (2) 調剤（予製を含む。）については、製剤することに該当しません。

3 容器の記載（法第50条の19）

向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「Ⓜ」の記号等が表示されます。なお、治験薬の場合は、「Ⓜ」の記号等の表示が省略されていることがあります。

4 承認条件

- (1) メチルフェニデート製剤「リタリン[®]錠／散」「コンサータ[®]錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際には、その確認の上で調剤なされることとなっており、第三者委員会による流通管理が行われていますので、注意が必要です。
- (2) ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を修了した医師であることを確認する必要がありますので、注意が必要です。

5 その他

向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

薬局における
向精神薬取扱いの手引き
(令和6年2月)

第1 分類

向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、プロチゾラムなどが指定されています。

第2 免許（法第50条、法第50条の26）

薬局開設者は、都道府県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

したがって、通常、薬局開設者が向精神薬小売業者の免許を申請する必要はありません。

第3 譲受け（法第50条の16、法第50条の26、施行規則第36条）

- (1) 向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者（別段の申出をしない薬局開設者及び医薬品卸売販売業者を含む。）から譲り受けることができます。
- (2) その他、次の場合も譲り受けることができます。
 - ① 患者に交付された向精神薬の返却を受ける場合
 - ② 病院、診療所、飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
 - ③ 災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
 - ④ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

第4 譲渡し（法第50条の16、法第50条の17、施行規則第36条）

向精神薬は、次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- (1) 向精神薬処方箋を所持する者に向精神薬を譲り渡す場合（向精神薬小売業者として行う場合に限る。）
- (2) 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- (3) 船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引替えに船舶所有者に譲り渡す場合
- (4) 救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空運送事業を営む者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- (5) 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合

- (6) 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- (7) 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を 50 日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合

第 5 不備又は不審な処方箋の取り扱い（薬剤師法第 24 条）

処方箋に疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方箋（例えば、カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの）が薬局に持ち込まれることがありますので、書式等が不自然な処方箋や遠隔地の医療機関の医師から発行された処方箋には注意が必要です。

第 6 保管（法第 50 条の 21、施行規則第 40 条）

- (1) 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。
 - ① 薬局内の人目につかない場所で保管すること。
 - ② 保管する場所は、業務従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。
- (例) ア 調剤室、備蓄倉庫等に保管する場合で、夜間、休日で保管場所に注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけること。
日中、業務従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけること。
- イ ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で保管場所に注意する者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかにかぎをかけること。
- (2) ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

第 7 廃棄（法第 50 条の 21）

- (1) 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第 1 種及び第 2 種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（第 9 記録の項参照）
- (2) 廃棄は焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

第 8 事故（法第 50 条の 22、施行規則第 41 条）

薬局で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」（137 ページ）により、保健所（名古屋市内にあっては医薬安全課）に届け出てください。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出るとともに、警察署にも届け出てください。

剤型	数量
末、散剤、顆粒剤	100 グラム (包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120 個
注射剤	10 アンプル (バイアル)
内用液剤	10 容器
経皮吸収型製剤	10 枚

* ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

第9 記録 (法第50条の23、施行規則第42条)

第1種向精神薬又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- (1) 向精神薬の品名 (販売名)、数量
- (2) 譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
- (3) 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

(注) ア 患者への向精神薬の交付、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません。

イ 同一薬局内の向精神薬小売業者の記録と向精神薬卸売業者の記録は別にする必要があります。両者の間に譲受け、譲渡しがあつた場合はそれぞれ記録してください。

ウ 向精神薬の記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

エ 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

第10 薬局管理者の義務 (法第50条の20)

- (1) 薬局の管理者は、自ら向精神薬取扱責任者となるか又は営業所ごとに向精神薬取扱責任者を置かなければなりません。
- (2) 向精神薬取扱責任者は、向精神薬の譲渡し、譲受け、保管、廃棄、向精神薬に関する記録等が適切に行われ、法に違反する行為が行われないように、業務従事者を監督しなければなりません。

第11 立入検査 (法第50条の38、法第72条第11号)

- (1) 立入検査は、向精神薬の取締上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員 (麻薬取締員等) は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳

述をした場合には処罰されることがあります。

第 1 2 その他

1 輸入、輸出（法第 50 条の 8、法第 50 条の 11、施行規則第 27 条、施行規則第 30 条）

- (1) 向精神薬を輸入又は輸出することはできません。
- (2) 患者は、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して入国又は出国することができます。

ただし、施行規則別表第一に定められている量を超える量の向精神薬を携帯して出入国する場合には、これらの向精神薬を携帯して輸入、輸出することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）の所持が必要です。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせいただき、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう注意してください。

2 製造、製剤、小分け（法第 2 条第 30 号、法第 50 条の 15）

- (1) 向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。
- (2) 調剤（予製を含む。）については、製剤に該当しません。

3 容器の記載（法第 50 条の 19）

向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「Ⓜ」の記号等が表示されます。

4 承認条件

- (1) メチルフェニデート製剤「リタリン[®]錠／散」「コンサータ[®]錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際には、その確認の上で調剤なされることとなっており、第三者委員会による流通管理が行われていますので、注意が必要です。
- (2) ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を修了した医師であることを確認する必要がありますので、注意が必要です。

5 その他

向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

【参考】

- 各種様式及び記載例
- 向精神薬一覧

向精神薬事故届

免許（登録）証の番号	第 号	免許（登録） 年 月 日	年 月 日
免許（登録）の種類			
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在地		
	名 称		
事故が生じた向精神薬	品 名	数	量
事故発生の状況 〔 事故発生年月日 〕 〔 場所、事故の種類 〕			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 氏 名 （法人にあっては、 名 称） </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 愛知県知事 殿 </div>			

向精神薬事故届

免許（登録）証の番号	第 号	免許（登録） 年 月 日	年 月 日	
免許（登録）の種類	以上の欄は、営業者・向精神薬試験研究施設設置者はそれぞれの免許・登録について記載します。薬局開設者等法 50 条の 26 に定める者は、医薬品医療機器等法の許可証の番号及び許可年月日を記載し、例えば薬局の場合、種類は「薬局」と記載します。			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等</td> <td style="width: 80%;">所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名 称</td> </tr> </table>				向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在地			
	名 称			
事故が生じた向精神薬	品 名	数 量		
事故発生の状況 〔 事故発生年月日 〕 〔 場所、事故の種類 〕				
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 提出日を記入します。				
住 所 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small> 氏 名 <small>（法人にあっては、名称）</small>	届出者は、診療施設開設者、研究施設設置者、営業者です（国、地方公共団体、法人の場合は、当該麻薬業務所の長で構いません）。法人が届け出る場合は、主たる事務所の所在地、法人名、代表者職、代表者氏名を記載します。業務所の長が届け出る場合は、業務所の所在地、長の職名、氏名（法人の場合は、名称、長の職名、氏名）を記載します。			
愛知県知事 殿				

【参考】向精神薬一覧

1 第1種向精神薬

(令和3年6月現在)

一般名（又は物質名）	薬理作用	代表的な販売名
ジベプロロール	鎮咳	
セコバルビタール	中枢抑制	注射用アイオナール・ナトリウム
フェネチリン	中枢興奮	
フェンメトラジン	中枢興奮	
メクロカロン	中枢抑制	
メタカロン	中枢抑制	
メチルフェニデート	中枢興奮	コンサータ錠 リタリン錠
モダフィニル	中枢興奮	モディオダール錠

2 第2種向精神薬

一般名（又は物質名）	薬理作用	代表的な販売名
アモバルビタール	中枢抑制	イソミタール原末
カチン	中枢興奮	
グルテチミド	中枢抑制	
シクロバルビタール	中枢抑制	
ブタルビタール	中枢抑制	
ブプレノルフィン	鎮痛	レベタン注, 坐剤 ノルスパンテープ
フルニトラゼパム	中枢抑制	サイレース錠, 静注
ペンタゾシン	鎮痛	ソセゴン錠, 注射液
ペントバルビタール	中枢抑制	ラボナ錠

3 第3種向精神薬

一般名（又は物質名）	薬理作用	代表的な販売名
アミノレクス	中枢興奮	
アルプラゾラム	中枢抑制	コンスタン錠 ソラナックス錠
アロバルビタール	中枢抑制	
アンフェプラモン	中枢興奮	
エスクロルビノール	中枢抑制	
エスタゾラム	中枢抑制	ユーロジン散, 錠
エチゾラム	中枢抑制	デパス細粒, 錠
エチナメート	中枢抑制	
エチランフェタミン	中枢興奮	
オキサゼパム	中枢抑制	
オキサゾラム	中枢抑制	セレナール散, 錠
カマゼパム	中枢抑制	
クアゼパム	中枢抑制	ドラル錠
クロキサゾラム	中枢抑制	セバゾン散, 錠
クロチアゼパム	中枢抑制	リーゼ顆粒, 錠
クロナゼパム	抗てんかん	ランドセン細粒, 錠 リボトリール細粒, 錠
クロバザム	抗てんかん	マイスタン細粒, 錠
クロラゼパ酸	中枢抑制	メンドンカプセル
クロルジアゼポキシド	中枢抑制	コントロール散, 錠 バランス散, 錠
ケタゾラム	中枢抑制	
ジアゼパム	中枢抑制	セルシン散, 錠, シロップ, 注射液 ダイアップ坐剤 ホリゾン散, 錠, 注射液
セクブタバルビタール	中枢抑制	
ゾピクロン	中枢抑制	アモバン錠
ゾルピデム	中枢抑制	マイスリー錠
テトラゼパム	中枢抑制	
テマゼパム	中枢抑制	
デロラゼパム	中枢抑制	

一般名（又は物質名）	薬理作用	代表的な販売名
トリアゾラム	中枢抑制	ハルシオン錠
ニトラゼパム	中枢抑制	ネルボン散, 錠 ベンザリン細粒, 錠
ニメタゼパム	中枢抑制	
ノルダゼパム	中枢抑制	
ハラゼパム	中枢抑制	
バルピタール	中枢抑制	
ハロキサゾラム	中枢抑制	ソメリン細粒, 錠
ピナゼパム	中枢抑制	
ピニルピタール	中枢抑制	
ピプラドロール	中枢興奮	
ピロバレロン	中枢興奮	
フェナゼパム	中枢抑制	
フェノバルピタール	中枢抑制	フェノバル原末, 散, 錠, エリキシル, 注射液 ノーベルバル静注用 ルピアール坐剤 ワコピタール坐剤 (配合剤) アストモリジン配合胃溶錠, 腸溶錠 トランコロNP配合錠 ヒダントールD, E, F配合錠 複合アレビアチン配合錠 ベケタミン-A, -B配合錠
フェンカンファミン	中枢興奮	
フェンジメトラジン	中枢興奮	
フェンテルミン	中枢興奮	
フェンプロポレクス	中枢興奮	
ブトバルピタール	中枢抑制	
プラゼパム	中枢抑制	
フルアルプラゾラム	中枢抑制	
フルジアゼパム	中枢抑制	エリスバン錠
フルラゼパム	中枢抑制	ダルメートカプセル
プロチゾラム	中枢抑制	レンドルミン錠, D錠
プロピルヘキセドリン	中枢興奮	
ブロマゼパム	中枢抑制	レキシタン細粒, 錠 セニラン坐剤
ペモリン	中枢興奮	ベタナミン錠
ベンツフェタミン	中枢興奮	
マジンドール	食欲抑制	サノレックス錠
ミダゾラム	中枢抑制	ドルミカム注射液 ミダフレッサ静注
メソカルブ	中枢興奮	
メダゼパム	中枢抑制	レスミット錠
メチプリロン	中枢抑制	
メチルフェノバルピタール	中枢抑制	
メフェノレクス	中枢興奮	
メプロバメート	中枢抑制	
レフェタミン	鎮痛	
レミマゾラム	中枢抑制	アネレム静注用
ロフラゼブ酸エチル	中枢抑制	メイラックス細粒, 錠
ロプラゾラム	中枢抑制	
ロラゼパム	中枢抑制	ワイパックス錠 ロラピタ静注
ロルメタゼパム	中枢抑制	エバミール錠 ロラメット錠

参考：「麻薬・向精神薬・覚醒剤管理ハンドブック第11版」

(注) ・一般的名称がないものは物質名
・後発医薬品の販売名は省略した